

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる。このことから、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援する。これらの取組を通じ、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市が、**地域の日本語教育の実態や課題等を把握**
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な**計画策定**を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 補助率：**2分の1**（予算の範囲内）
- 補助額：50万円以上（上限なし）
- 活用期間の上限：原則1年間
- 事業の一部の外部委託可能
- 事務管理費も補助対象



プログラムB

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

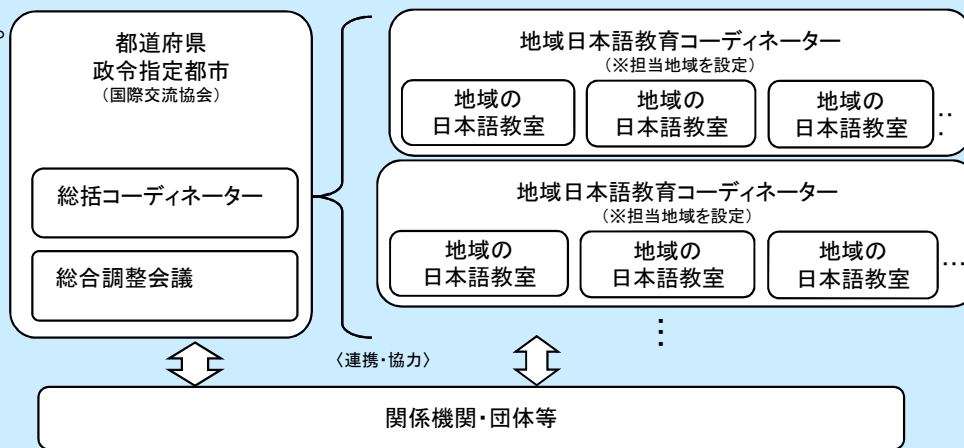
都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の**司令塔機能**を置くとともに、**地域日本語教育コーディネーター**が、当該**地域や外国人の特性等に対応**した教育プログラムを策定し、地域日本語教育を活発化するような**総合的な体制づくり**のための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

- 補助率：**2分の1**（予算の範囲内）
- ※市区町村への間接補助可能。
- ※地方公共団体負担部分については、市区町村の予算を組み込むことが可能。
- 補助額：50万円以上（上限なし）
- 事業の一部の外部委託可能
- 事務管理費も補助対象



（文化庁委託事業による地域の日本語教室の例）



〈締切〉

令和2年7月3日(金) (当日消印有効)

※相談は随時受付

〈補助事業者〉

- ①都道府県
- ②政令指定都市
- ③総務省認定の地域国際化協会
- ④上記③に準ずる団体